事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁防災部水利課計画係 電話 3212-2111 内線 4065

事務名 都市計画法に基づく消防水利に関する協議申請の取扱事務

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》

	標準処理期間 計11日 ※電子申請も同処理期間	項番	項目	説 明
	特別区内限定の事務処理となります。 窓口は、開発行為を行う敷地を管轄する消防署(警防課防災安全係又は出張所警防担当)です。 電話等により事務担当者を確認の上、書類を提出してください。	1	検討資料 の確認	提出された検討資料を確認し、図面等に 不足資料があれば要求します。
計 者	 ○検討資料の提出 ○協議申請書による申請 ○協議書受領 申請方法:電子又は紙申請前に、開発許可を行う行政庁に処分通知(協議書)の交付方法(電子又は紙)を確認してから、申請してください。 【処分通知の交付方法】 電子申請 ⇒ 電子データ+電子署名 	2	事前検討	消防水利の配置及び充足・不足の検討を 行います。 なお、新たに消防水利の設置を要しない と認める場合は、申請者に確認書を交付 します。
情報コーナ	紙で申請 → 紙+公印	3	協議申請書による申請	事前検討の結果、新たに消防水利の設置 が必要となる場合は、協議申請書の提出 について主務課から連絡があります。 (申請方法:電子又は紙)
		4	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないか、 添付書類がそろっているかなどを審査し ます。
※主 務 課	検討資料 事前検討 形式審査 内容審査 決定手続 の確認 (1日) 及び協議 (3日) (7日)	5	内容審査 及び協議	新たに設置する消防水利が基準に適合するかを審査後、財産帰属、維持管理等について協議します。
主管課	※主務課は、開発行為を行う敷地を管轄する消防署(警防課防災安全係又は出張所警防担当)です。	6	決定手続	内容審査及び協議結果における水利の適 性について、主務課(消防署長)が決定 します。
珠(本庁)		7	協議書受領	新たに設置する消防水利について、協議 が成立したときは、申請者に協議書を交 付します。(交付方法:電子又は紙)